

【原著論文】

## 平和主義（憲法9条）の法解釈論

—集団的自衛権を中心にして—

藤井 正希

憲法学研究室

### Law interpretation theory about the pacifism of constitution Article 9 Mainly on the right to collective self-defense

Masaki FUJII

Constitution

#### Abstract

The pacifism of constitution Article 9 is a constitutional fundamental principle, but the interpretation is competed for intensely. In addition, it is expected in future that constitution Article 9 is revised. Particularly, the biggest focus about the interpretation of constitution Article 9 is whether the right to collective self-defense should be accepted. Therefore, in this article, I survey the interpretation of constitution Article 9 and consider whether we should accept the right to collective self-defense legally. Because I think that the right to collective self-defense should not be accepted, I want to prove it legally.

**キーワード：**平和主義，集団的自衛権，戦争放棄，戦力の不保持，交戦権の否認

#### 1. はじめに ～ 改憲論の高まり

日本国憲法は、前文および9条においていわゆる平和主義の立場に立っている。言うまでもなく、平和主義は、国民主権（前文・1条）、基本的人権の尊重（11条・97条）とならび憲法の三大原則とされている。戦後長い間、この平和主義をいかに法解釈するべきかについては、様ざまな議論がなされてきた。また、時代状況や国民意識の変化を反映して、実際の運用も大きく変化して今日に至っている。その最たるものが、1950（昭和25）年の警察予備隊の創設、それを発展させた1954（昭和29）

年の防衛庁設置法および自衛隊法成立に基づく陸上・海上・航空自衛隊の誕生である<sup>(1)</sup>。そのため9条は、規範と現実との著しい乖離が指摘され、つねに憲法改正問題の焦点となってきた。しかし、平和主義は幾多の試練を受けながらも、今日に至るまで条文上は一字一句も改正されることなく、生まれたままの姿で存在し、規範的効力を発揮し続けてきた。

だが、昨年（2012年）の12月に執行された第46回衆議院選挙において、安倍晋三を総理とする自由民主党と公明党の連立政権が誕生し、衆議院で3分の2以上の議席を占めるに至った。自民党は戦後一貫して現憲法改正、自主憲法制定を党是としてきた政党であり、その眼目は9条の改正にあった。また、今年（2013年）の7月に執行された第23回参議院選挙においても、自民党が圧勝したことによって、安倍首相が現実的に改憲を政治日程に乗せることが予想される。さらに、野党の日本維新の会やみんなの党も憲法改正に前向きな立場を採っていることから、憲法改正の発議が可能な「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」（96条）も現実味を帯びてきたと言える。このように、平和主義は現在大きな岐路に立たされている。この点、9条が改正されるかどうかは、今後の日本の政治の行く末を左右するとともに、“国のかたち”自体を変容させかねない大問題である。かかる政治状況の下、改正が現実味を帯びてきた今こそ、もう一度、9条の解釈を再確認し、同条をめぐる問題点を再検討することが、さまざまな改憲論に適切に対処するためにも、是非とも必要となろう。

かかる問題意識に立って、本稿では、まず9条をめぐる典型的な論点についての判例および学説の立場を確認していく。そのなかでも、近時とりわけ注目の集まっている集団的自衛権の是非について特に焦点を当てて検討していきたい。すなわち、安倍首相は、総理就任以前から、現憲法において集団的自衛権の行使を認めることに強い意欲を示してきた。総理就任後は、後述するごとく、これまでの憲法解釈を変更する準備を着々と進めつつある。憲法改正論議において集団的自衛権の問題を避けて通ることはできない。具体的には、集団的自衛権についての旧来の議論を押さえた上で、安倍首相の提唱する近時の議論を中心にその妥当性を検討していく。そして、それらの議論を踏まえ、最後に、いま憲法9条を改正する必要があるのか、また、集団的自衛権を認める必要があるのかについて、試論としていくらかの自説を展開してみたいと考える。

## 2. 憲法9条をめぐる法解釈上の議論

本項では、9条をめぐる法解釈上の典型的論点について、政府見解と通説を中心に諸学説を概観していく。この点、9条については判例で最高裁の立場が明確に示されることは稀であることから、政府見解を押さえることが重要となる<sup>(2)</sup>。筆者の意見については、項を改め、まとめて述べることにする。

### (1) 「国際紛争を解決する手段としては」（1項）の解釈

まず、1項の「国際紛争を解決する手段としては」の意味が問題となる。この点については、①「国

「国際紛争解決の手段」として行われる戦争は、侵略戦争を指し、自衛戦争は放棄されていないとする説が通説であり、政府見解といえる。これまでの国際法の一般的用例では「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは、パリ不戦条約（1928年）1条の「国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争」と同義とされ、もっぱら侵略戦争を指すものと解されてきた。この説は、かかる解釈を強調するものと言える。これに対して、⑦国際法の一般的用例は必ずしも踏襲しなければならないものではない。⑧歴史的には、あらゆる戦争は自衛を名目に行われてきた。⑨自衛戦争と侵略戦争の区別は不明確である。これらの見解を根拠にして、すべての戦争は「国際紛争解決の手段」として行われるのであるから、1項で自衛戦争も含めて一切の戦争が放棄されるとする説が有力説として主張されてきた（いわゆる1項全面放棄説）。さらに、⑩「国際紛争を解決する手段としては」という文言が武力行使・威嚇にのみかかるという解釈操作を行った上で、武力行使・威嚇の限定的放棄を導き、自衛戦争は許されないが自衛のための武力行使・威嚇は可能とする説も存在している。

## （2）「前項の目的を達するため」（2項前段）の解釈

つぎに、「前項の目的を達するため」（2項前段）の意味が問題となる。この点については、⑪1項全体の指導精神を指し、広く戦争を放棄しようという目的を実効化するため、軍備の全廃を規定したとする説が通説と言える。この説では、2項によって、結果的に自衛戦争を含めた一切の戦争が放棄されることになる（いわゆる2項全面放棄説）。また、⑫「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を受けて、一切の戦力不保持の動機を述べたものとする説も同様の結論となる。これに対して、⑬「国際紛争を解決する手段としては」戦争を放棄するという意味を表現しており、結局、侵略戦争は放棄されているものの、自衛のための戦争と戦力保持は許されるとする説が存在し、これが政府見解と言える（いわゆる限定放棄説）。

## （3）「戦力」（2項前段）の解釈

また、「戦力」（2項前段）の意味が問題となる。この点については、⑭戦争（実力的な戦闘行動）の遂行目的にふさわしい実体を備えた人的・物的組織体をいうとする説が通説である。この説によれば、世界有数の軍事力を誇る現在の自衛隊は「戦力」に該当する可能性が高い。ただし、別途、「戦力」に至らざる「自衛力」として自衛隊を認めうる余地があることは別論である。この点については、後述する。これに対して、自衛に必要な最小限度の実力を超えるものをいうとする説が政府見解である。政府は、自衛に必要な最小限度にとどまるならば、核兵器であっても小型のものならば憲法上、保有は可能との解釈を一貫してとり続けている（ただし、非核三原則により、政策上保有はしないとする）。実際、安倍内閣においては、核兵器の保有は憲法上直ちに違憲ではなく、その保有の是非について議論することは問題ないということが明確にされている<sup>(3)</sup>。

## （4）「交戦権」（2項後段）の解釈

さらに、「交戦権」(2項後段)の意味が問題となる。この点については、①国際法上国家が交戦国として認められる権利(例えば、船舶の臨検・貨物の没収・占領地行政などの権利)とする説が通説であり、政府見解でもある。その趣旨は、一般に国際法上認められている交戦国としての権利をも否認することで、平和主義の内容をより徹底かつ周到に実現しようとしたものと解されている。これに対して、②国家が戦争を行う権利とする説もある。この説は、すでに放棄されている戦争につき、その趣旨を徹底するために改めて再言したものと解することになる。また、③その両者を含むという説も存在している [山内 1992 : 53-120] [佐藤 2011 : 90-101]。

#### (5) 自衛権、とりわけ集団的自衛権の有無

国連憲章 51 条は、自衛権を国連加盟国の「固有の権利」として規定している。日本国憲法がこのように国際法上一般に認められている自衛権まで放棄しているのかにつき、9 条との関係で以前から激しく争われてきた。この点、自衛権には以前より個別的自衛権と集団的自衛権があるとされてきた。国連憲章 51 条も「個別的又は集団的自衛の固有の権利」と規定し、その区別を前提にしている。通常、個別的自衛権とは、「他国からの違法な侵害に対して自国の防衛のため必要な措置を単独でとる権利」、集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」と解されている。日本政府は、個別的自衛権について、「憲法 9 条 1 項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められている」とする。そして、その際の個別的自衛権行使の要件として、①急迫不正の武力攻撃を受けた場合であること、②他に手段が無いこと、③必要最小限度の手段であることの三要件を示している。これに対して、集団的自衛権については、従来から「権能としては有しているが、その行使は自衛のための必要最小限の範囲を超えるから、憲法上、行使はできない」という解釈をとっており(1981 [昭和 56] 年 5 月 29 日政府答弁書)、集団的自衛権の不行使は非核三原則と同様、確固たる政府の政策となってきた<sup>(4)</sup>。それが中国や韓国等、第二次世界大戦において日本の侵略対象となった近隣諸国に大きな安心感を与えてきたのは紛れもない事実なのである [渡辺 2010 : 45-49]。

学説でもさまざまな主張がなされている。まず、①自衛権は国際法上の権利であり、国内法である憲法で放棄はできないから、9 条は自衛権を否定していないとする「自衛権留保説」がある。同説は、(i)武力による自衛権行使を認める「武力による自衛権説」と、(ii)自衛権行使はあくまで非軍事的なものに限られるとする「武力なき自衛権説」に分かれる。さらに、前者は、⑦自衛権の存在から自衛「戦力」まで肯定する「自衛戦力肯定説」と、⑧自衛に必要な「戦力未満の実力」保持を認める「戦力未満の自衛力説」に分かれる。これに対して、自衛権が武力の行使を伴うのは不可避的だから、9 条のもとでは否定されているとする「自衛権否定説」も有力に主張されている。かかる諸説を前提にして、学説では、①個別的自衛権・集団的自衛権ともに認める説、②個別的自衛権のみ認める説、③個別的自衛権・集団的自衛権ともに認めない説が主張されている。この点、必ずしも定かではないが、「戦力

未満の自衛力説」を前提に個別的自衛権のみ認める説が通説と考えられよう [山内 2008 : 170-175]。

安倍首相は、政府に柳井俊二・前駐米大使を座長とする「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を設け、後述する四つの個別事例についての検討を指示した。安倍首相は、同懇談会の報告書を基に、憲法解釈への対応を自ら判断するとしている。この点、柳井座長は、今年、憲法解釈で禁じられている集団的自衛権の行使を包括的に容認する報告書を取りまとめる考えを明言している。また、安倍首相は、今年、集団的自衛権の容認に批判的な山本庸幸長官を退任させ、容認に積極的な小松一郎氏を長官に登用する人事を断行した。このままでは、憲法改正を待たずに、一首相の決断による解釈改憲によって、集団的自衛権の行使が認められてしまうかもしれない。しかし、はたして本当にそれでいいのであろうか。

安倍首相が同懇談会に検討を指示した四類型とは以下の通りである。すなわち、①公海上で米艦船が攻撃された場合に自衛隊が応戦しうるか。②米国に向かう可能性のある弾道ミサイルをミサイル防衛システムで迎撃しうるか。③国際平和協力活動（PKO等）中、他国部隊が攻撃された際に自衛隊が応戦しうるか。④国際平和協力活動中、他国の軍隊への後方支援（例えば、武器輸送）ができるか。一般に、①と②が集団的自衛権の問題とされている。この点、集団的自衛権肯定説に立ち、この四類型すべてを肯定する説もあれば、集団的自衛権否定説に立った上で、③ないし④については個別的自衛権として肯定する説もある。また、③と④については、国際協調主義（前文・98条2項）に基づく、自衛権以前の「集団安全保障」の一環として肯定する説もある。さらに、この四類型すべてを否定する徹底した否定説も存在する。このように、集団的自衛権をめぐる議論は、従来の「集団的自衛権を肯定するか否定するか」という紋切り型の議論から、個別的類型を一つ一つ議論していくという方向へと、進化していると言える。

#### （6）自衛戦争の可否および自衛隊の合憲性

これらの論点についての結論は、上述の各論点に対して、いかなる立場にたつのかによって異なってくる。例えば、まず自衛戦争の可否については、「国際紛争を解決する手段としては」（1項）の解釈で、1項で自衛戦争も含めて一切の戦争が放棄されるとする説を採るか、または、この論点で自衛戦争は放棄されていないとする説を採っても、「前項の目的を達するため」（2項前段）の解釈で、1項全体の指導精神を指し広く戦争を放棄しようという目的を実効化するため軍備の全廃を規定したとする説か、あるいは、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を受けて一切の戦力不保持の動機を述べたものとする説を採れば、否定説となる。また、自衛隊の合憲性については、自衛権の有無について、個別的自衛権・集団的自衛権ともに認めない説を採るか、または、自衛権の有無でそれ以外の説を採っても、「戦力」（2項後段）の解釈で、戦争遂行目的にふさわしい実体を備えた人的・物的組織体をいうとする説を採れば、否定説（自衛隊違憲論）となり得る [有倉・時岡 1989 : 43-54]

(5)。

この点、憲法に関する学会の旧来の通説は、「国際紛争を解決する手段としては」（1項）の解釈で

は、自衛戦争は放棄されていないとする説を、「前項の目的を達するため」(2項前段)の解釈では、1項全体の指導精神を指し広く戦争を放棄しようという目的を実効化するため軍備の全廃を規定したとする説を採り、自衛戦争を否定する。また、自衛権の有無の論点では、個別的自衛権のみ認める説を、「戦力」(2項後段)の解釈では、戦争遂行目的にふさわしい実体を備えた人的・物的組織体をいうとする説を採り、自衛隊を違憲とする〔君塚 2011 : 29-44〕。

これに対して、政府見解は、「国際紛争を解決する手段としては」(1項)の解釈では、自衛戦争は放棄されていないとする説を、「前項の目的を達するため」(2項前段)の解釈では、「国際紛争を解決する手段としては」戦争を放棄するという意味であるとする説を採り、自衛戦争を肯定する。また、自衛権の有無の論点では、個別的自衛権は認められるが、集団的自衛権は有しているが行使できないという解釈を、「戦力」(2項後段)の解釈では、自衛に必要な最小限度の実力を超えるものとする説を採り、自衛隊を合憲とする〔水島 2008 : 348-358〕〔渋谷 2013 : 60-83〕<sup>(6)</sup>。

### 3. 試論

#### (1) 武力によっては平和を維持し得ないとの思想

憲法改正を主張する者は、一様に、「憲法を改正して“普通の国”になろう」と主張している。この場合の「普通の国」とは、国軍としての軍隊を所持して、有事には軍隊を海外に派遣し、戦争をする国のことを指している。「カネは出すけど血は流さないでは、日本は国際社会で孤立する」「フセインの様な独裁者がいる限り、戦争は正義のために止むを得ない」、そう口ぐちに言う。そしてまた、改憲論者は、「現在の日本の繁栄はアメリカのおかげだ」「日米同盟なくしては、日本の安全保障は成り立たない」と主張し、自衛隊を国連軍や多国籍軍等に参加させ、アメリカと一緒に“戦う国”へと日本を変えようとしている。それでは、本当に日本はかかる道を歩むべきなのであろうか。

思うに、9条をめぐる諸問題の根底には、「はたして武力によって平和を維持することができるのか」という法哲学的問いが潜んでいる。すなわち、究極的に武力によって平和を維持することが可能であるとする者は、自衛隊が合憲であるとまず結論づけた上で、その法的論理を後づけする。そして、人を説得する場合には、あたかも論理から結論が導かれたかのように、それを逆から主張する。さらには、改憲論まで口にする。この思考法は、護憲派においても同様であり、究極的に武力によって平和を維持することはできないから、自衛隊は違憲であるという結論がまず先にあって、後から法的論理をくっつける。ただし、人を説得する場合には、あたかも論理から結論が導かれたかのように、それを逆から主張するのである。まさに“理屈はどこにでもつく”のであり、実は法解釈の対立ではなく、価値観の対立なのである。それゆえ、改憲派と護憲派の論争は、最後は感情論とならざるを得ず、永遠に繰り返されることになる。

筆者は、究極的に武力によっては平和を維持し得ない、否、そう考えるべきだと主張したい。この点につき、以下、筆者の過去の経験を踏まえて論証してみたいと考える。筆者は、以前、学習塾で小・

中学生に教えていたことがある。ある時、中学3年生の社会科の公民の授業で、生徒に憲法9条の平和主義を教えていたところ、つぎのような質問を生徒から受けた。すなわち、「先生、武器を持たずに、どうやって国を護るんですか？ 外国が攻めてきたらどうするんですか？ やっぱり、軍隊は必要なんじゃないですか・・・」。子どもたちの中には、「武器がなければ国は護れない」と考えている者が意外に多い。特に、近時では、中国との尖閣問題や韓国との竹島問題、あるいは北朝鮮との拉致問題等がマスメディアでセンセーショナルに報道されていることから、尚更であろう。このような考えは、子どもだけでなく大人の中にも根強く存在している。そこで、かかるいわば“武力による平和”の論理を打ち破る理論が、平和主義の観点からは是非とも必要となる。

このように生徒から質問をされた場合には、筆者はつぎのように答えることにしていた。すなわち、①「でも君たち、逆に武力で国を護ろうとしたらどうなるかを考えてみて。武器で国を護ろうとしたら、相手と同等か、それ以上の武器が必要になるよ。相手がピストルなら、こちらピストル。相手が大砲なら、こちら大砲。相手がミサイルなら、こちらミサイル。相手が核兵器なら、こちら核兵器。相手が10発なら、こちら10発・・・。そしたら世界中が核兵器だらけだ」。また、②「軍備の増強や核兵器の開発には多額の費用がかかるから、それを日本がやろうとすれば、今より相当に税金が高くなるよ。消費税も相当、上げる必要がでてくる。そしたら国民の生活水準は今よりずっと低くならざるをえない」。さらに、③「相手の軍隊に対抗する兵士を確保しなければ戦争はできないから、強制的に兵士を集める必要がでてくる。そしたら徴兵制も不可避だよ。それでも本当にいいの？」

まず、①武器で国を護るという武力による平和の論理に立つ限り、無限の軍拡の連鎖を断ち切ることとはできず、日本は毎年、軍備をよりいっそう増強するのみならず、やがて核兵器の保有までもが必要となろう。諸国がかかる論理に立つならば、最終的には世界中が核兵器だらけになることを覚悟しなければならない。その覚悟なしに、武力による平和の論理にはそもそも立てないのである。また、②スウェーデンのシンクタンクであるストックホルム国際平和研究所が今年（2013年）の4月に発表した世界の軍事費に関する報告書によれば、2012年のアメリカの軍事費は、6820億ドル（約67兆円）で世界第1位あり、第2位の中国・1660億ドル（約16兆円）や第3位のロシア・907億ドル（約8.9兆円）を大きく引き離している（日本は第4位のイギリスとほぼ同額の600億ドル [5.9兆円] で第5位）。また、アメリカ合衆国中央情報局（CIA）が発行した年次刊行書『ザ・ワールド・ファクトブック（The World Fact book）』によれば、2012年のアメリカの国家予算における歳出額は3兆6490億ドル（310兆1650億円）であるから、国家予算の約18パーセントが軍事費ということになる。もし日本がアメリカと同様に、武力による平和の論理に立つて国を護ろうとすれば、これまで以上の国家予算を毎年、軍事費についやすことが必要となるから、消費税の増税や社会保障の切り下げが避けられなくなろう。このことは、現在のアメリカを見れば明らかである。すなわち、アメリカ憲法には、日本国憲法と違い、生存権の規定がない。アメリカでは、生存権が憲法上規定されていないがゆえに、個人は自立することが強く求められるのである。そもそも伝統的に、政府は原則として個人の生活に干渉すべきでないという自己責任の精神が強く、日本の生活保護制度のような国家による包括的な公

的扶助制度は存在していない。一応の福祉プログラムは存在するものの、とても十分なものとは言い難い状況にある<sup>(7)</sup>。このような生存権の軽視・無視が、アメリカ国内に格差社会をつくり、大量のワーキング・プア（働く貧困層）を生み、それがアメリカの戦争を支えていると指摘されている。例えば、アメリカで若者が軍隊に入る理由の一つに医療保険がある。なぜならば、貧困層の人びとは家族全員が無保険のことが多く、入隊すれば家族全員が兵士用の病院で治療が受けられるようになるからだという。また、軍に入隊すれば大学費用を全部出してくれるからと兵士になる若者も多いという。すなわち、戦争遂行のための人材を確保するためには、政府は格差を拡大する政策を次々と打ち出すだけでいいのである。貧者は生存のために自らの意思で戦争へ行く。生存権の軽視・無視が戦争を支えているとの指摘は、衝撃的ではあろう<sup>(8)</sup>。さらに、③現在の政権与党である自民党は徴兵制の導入を建前上は否定をしている。しかし、武力による平和の論理に立つ限り、徴兵制は必要不可欠の制度となる。例えば、ある国と領土問題で対立し、武力衝突に発展した場合、相手の軍隊に対抗する数の兵士を確保しなければ戦争はできない。その際、国家の命運がかかっている以上、個人の意志などいちいち斟酌している暇はないから、強制的にでも兵士を集めるしかない。戦争というものが人間を単なる機械や道具として使用する闘いである以上<sup>(9)</sup>、徴兵制は至極当然の帰結である。例えば、いったん戦闘が開始された以上、約25万人の自衛官が全滅した段階で、白旗をあげる訳にはいかないであろうから（それは国家のメンツにかかわるであろうから）、結局は徴兵制により兵士を強制的に確保せざるをえないのである。人権尊重の観点から徴兵制の導入に躊躇するような政府であれば、最初から戦争などに踏み切るはずがない。

筆者は、さらに生徒につきのような説明をした。すなわち、「普段からその国が困っている時に助けてやっていたら、攻めてこないでしょ。かえって、日本が攻められた時に助けてくれるはず。世界中の困っている国や貧しい国を率先して助けるためにお金を使う。例えば、戦車や軍艦をつくるお金があったら、学校や病院を建ててやる。兵士を養成するお金があったら、医者や看護師、教師を養成して派遣する。兵器開発に使うお金があったら、災害救援や難民救助、食糧・医療支援を積極的に行う。そのような活動を地道に積み重ねることによって、感謝と尊敬を集め、攻められない国、助けてもらえる国をつくるのが平和主義なんだ」。

そもそも平和主義の要諦は、まさにこの“感謝と尊敬を集め、攻められない国、助けてもらえる国をつくる”という考え方にある。武器を持って武装しても尊敬されることはないが、武器を持たずに悪者に立ち向かう者・弱者を救う者は、いつの世もヒーローとして感謝と尊敬を集め、一目置かれるのである。このことは、インドのマハトマ・ガンディーやアメリカの M・L・キング等、歴史に鑑みても明らかである。この点、東日本大震災の直後に潘基文・国連事務総長が述べた「日本は世界中の困っている人びとを最も援助してきた国である。今度は国連が日本を支援する番だ」という旨の言葉は、かかる平和主義の有効性を端的に物語るものとして、深く心に明記される必要があるだろう。やはり日本は、世界で唯一の被爆国であるからこそ、率先して反核・軍縮の立場に立ち、非軍事の面から世界の平和に貢献するべきである。例えば、アメリカとイラクが対立した場合、アメリカの側に立ちア



アメリカと一緒にイラクと戦うのではなく、あくまで中立の立場で両国の間に立ち、平和外交に尽くすべきなのである。その際、丸腰で行くからこそ信用されるのである。血と汗は、国外で災害救援や難民救助活動等の非軍事的平和活動を積極的に行うことにより流せばよい。それこそがまさに憲法9条の平和主義の立場であろう。かかる立場に徹するならば、日本は世界中の国々から感謝と尊敬を集め、決してどこの国からも侵略されることはないであろう。もし日本が他国から攻められれば、ほとんどの国は日本を助けてくれるはずである。このような活動を地道に積み重ねることにより培われる国際社会における発言力・説得力こそが、領土紛争や拉致事件等の国際問題を解決する力となるのである。武器ではなく人間の尊厳によって国を護るのが平和主義なのである [太田 2008 : 302-321]。

このように生徒に説明した時、逆にある生徒につきのような質問をされたことがある。すなわち、「でも、先生、恩を仇で返す人、平気で裏切る人もいるんじゃないですか？ 普段いくら助けてやったとしても、いざとなったら襲いかかってくる国もあるんじゃないですか？ そしたらどうするんですか？」。確かに、世の中に恩を仇で返す者や平気で人を裏切る者はむしろ非常に多いとさえ言える。とすれば、そのことは国家にも言えるはずである。ならずもの国家であれば、いくら援助や支援をしようとする理不尽な戦争を日本に仕掛けてくる可能性はあろう。とすれば、やはり平和主義では駄目なのだろうか。

筆者は、そんな時にはつぎのように答えることにしていた。すなわち、「そしたら、もう国民一人ひとりがたとえ素手でもいいから、命がけで国土を護るために、非暴力不服従や民衆蜂起で抵抗するしかないんだ」。例えば、20世紀初頭にインドでガンディーがイギリスからの独立を勝ち取るために行った“逆らわないけど従わない”という非暴力不服従運動や、20世紀中葉のベトナム戦争においてベトナム人民が最新鋭兵器を擁するアメリカに対して行った仕掛けや罠、落とし穴等を使用した旧式の“ゲリラ的戦法”などに鑑みても明らかのように、闘いは武器が多い方が勝つとは限らない。たとえ武器などなくても民衆が一致団結すれば大きな力となる。闘いの勝利を決するのは、ひとえに民衆の団結力なのである。そのことは、インドのイギリスからの独立や、ベトナムのアメリカに対する戦争勝利という歴史的実事が証明している<sup>(10)</sup>。一億人を超える日本人が一致団結して侵略者に立ち向かえば、たとえ素手でも相当な力になる。日本は資源もないこんなに小さな島国であり、日本の価値は日本人にある。すなわち、日本人の知性や道徳、勤勉さ等にあるのだ。よって、日本人を皆殺しにして日本の領土を奪っても何の意味もない。そんなことをすれば、世界中から非難を浴び、孤立してしまい、かえって経済的に損となる。平和主義を掲げ、世界中の困っている国や貧しい国を率先して助ける活動を地道に実践している限り、世界中のほとんどの国は日本を助けてくれるはずである。そのことは、前述の潘基文・国連事務総長の言葉からしても明らかである。「平和主義なんて甘い考え方だ」と9条を批判する者がいるが、平和主義は決してそんなに甘い考え方ではない。平和主義とは、「最後は国民一人ひとりがたとえ素手でもいいから、国土を護るために命がけで戦う覚悟をすること」であり、実に厳しく過酷な思想なのである。そんな考えは危険だ・危ないという人もいるかもしれないが、しかし、武器で国を護るよりも、核兵器だらけの世界に住むよりも、安全であることは確かである。

この点、9条を解釈する場合には、「究極的に武力によっては平和を維持し得ない」という思想をつねに念頭に置き考えていく必要がある〔富崎 2010 : 33-43〕。

## (2) 憲法9条をいかに解するべきか

まず、「国際紛争を解決する手段としては」(1項)の解釈としては、通説や政府見解とは異なり、1項で自衛戦争も含めて一切の戦争が放棄されるとする説を支持したい。確かに、国際法の一般的用例を重視すれば、「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは、もっぱら侵略戦争を指すものと解すべきかもしれない。しかし、「国際紛争を解決する手段としての戦争」をもっぱら侵略戦争のみと解するのは法解釈として、さらには、そもそも国語の問題として、かえって不自然である。また、前述したように、歴史的には、あらゆる戦争は自衛を名目に行われてきたのであり、自衛戦争と侵略戦争の区別は不明確である。もし「自衛権」にもとづく「戦争」が認められているのだとしたら、宣戦の手續等が必ず憲法に規定されているはずである〔丸山 1993 : 147-151〕。第二次世界大戦における日本人の加害・被害の両面を含めた悲惨な戦争体験を踏まえ、同文言にあえて国際法の一般的用例を超える意味を盛り込んだと解することも十分に可能であろう〔樋口 2010 : 134-151〕。現在の核の時代にあつては、平和を維持するためには自衛のものも含め一切の戦争や武力の行使を否認するしかない〔松井 2007 : 188-200〕。

つぎに、「前項の目的を達するため」(2項前段)の解釈としては、1項全体の指導精神を指し広く戦争を放棄しようという目的を実効化するため軍備の全廃を規定したとする通説を支持する。このように解するのが、文理解釈として素直であるし、1項で自衛戦争も含めて一切の戦争が放棄されると解する以上、かく解しても結論として何ら問題はない。

また、「戦力」(2項前段)の解釈も、戦争遂行目的にふさわしい実体を備えた人的・物的組織体とする通説を支持する。前述の「究極的に武力によっては平和を維持し得ない」という思想からして、このように解すべきであるし、文理解釈としても素直である。よって、現在の自衛隊は、十分に「戦争遂行目的にふさわしい実体を備えた人的・物的組織体」と評価し得ることから、現状では「戦力」に該当し、違憲の疑いがきわめて高いと考える。憲法上、少なくとも軍備の縮小が必要不可欠である。

さらに、「交戦権」(2項後段)の解釈としては、通説・政府見解である「国際法上国家が交戦国として認められる権利」ではなく、「国家が戦争を行う権利」と解する説を支持する。この点、1項で自衛戦争も含めて一切の戦争が放棄されると解する以上、そのように解する必要性はないし、かく解すると屋上屋を重ねる結果になり、立法として稚拙との批判を受け得る。しかし、このように解することが、文理解釈としてはきわめて自然であるし、一項における一切の戦争の放棄の一般的な宣言を、国家の権利の側面から実質的に裏づけ、再確認しているものと解し得る〔大須賀 1988 : 33-46〕。憲法が戦争の放棄を、このように多方面から繰り返し謳っていると解することの意味は大きいであろう。

最後に本稿の最重要の論点である自衛権の有無について考える。まず、個別的自衛権については、憲法上、日本は独立国としての固有の権利として有すると解する。しかし、その行使は必要最小限度

でのみ認められる。具体的には、専守防衛の原則の下、日本の国土（領土・領海・領空）に対する直接の侵害を排除するために必要最小限度で軍事的行動ができる<sup>(11)</sup>。よって、前述した「戦力未満の自衛力説」を前提に、自衛に必要な「戦力未満の実力」保持を認めるから、文字通りの「自衛力」として実力部隊たる自衛隊を保持することは憲法上、許される。また、自衛戦争は否定するも、自衛隊による自衛のための実力行使は憲法上、許される<sup>(12)</sup>。今後は、前述の政府が示す三要件を踏まえ、より詳細な具体的要件の定立が急務となろう。よって、自説では、自衛隊の存在は合憲だが、自衛戦争はできないことになる。ただし、現在の自衛隊が「戦力」に該当し、合憲性に疑いがあり、縮小すべきことは前述した通りである。

これに対して、集団的自衛権の行使は一切、認められないと解する。この点、前述の四類型のうち、①と②は集団的自衛権の行使が、③は武力の行使が、④は他国の武力行使との一体化が、それぞれ問題になる。まず、①の公海上で米艦船が攻撃された場合に自衛隊が応戦することについては、そもそも認める必要はない。安倍首相は「公海上を通行しているアメリカ艦隊が北朝鮮から攻撃された場合、近くにいる自衛隊が反撃できないのはおかしい」と言って集団的自衛権を肯定するが、少しもおかしくはない。そういう国だからこそ両国の間に立って和平交渉ができるのである。武器を持たないからこそ、両国を仲直りさせられるのである。つぎに、②の米国に向かう可能性のある弾道ミサイルをミサイル防衛システムで迎撃することについては、その弾道ミサイルが日本の国土を通過する場合には個別的自衛権の行使として、迎撃することが可能である。また、公海上を通過する場合にも、国家の正当防衛として、それを迎撃することは可能と解する。そのことは、その弾道ミサイルがアメリカに向かおうが、中国に向かおうが、何ら違いはない。さらに、③の国際平和協力活動中、他国部隊が攻撃された際に自衛隊が応戦すること、および、④の国際平和協力活動中、他国の軍隊への後方支援をすることについては、いずれも正当防衛行為や集団的安全保障活動（前文・98条2項）における武器使用として、場合により、一定限度では認めうる。自衛隊の任務は国防に尽きるものではなく、非軍事的平和活動を広く含むと解するからである。その行使要件の定立が今後の課題となろう。よって、前述の四類型を集団的自衛権の行使として認める必要性は全く存在していない [愛敬 2006 : 106-120]。

ベトナム戦争において、韓国が派兵をして多くの戦死者を出したのに、日本が派兵を免れ、一人の戦死者も出さずに済んだのは、9条のおかげと言うしかない。アメリカも民主国家だから憲法を無視してまで派兵しろとは言わないのである。また、もともと9条はアメリカ（GHQ）が日本に作らせたものであるから、それは自己矛盾になる。しかし、9条を変えてしまえば、アメリカの派兵要求を拒む最大の論拠を失うことになる。集団的自衛権の不行使は、戦後60年以上かけて形成されてきた憲法原則である。それを一首相の思いつきや意地を変えては絶対にならない。時間をかけた十分な国民的議論が必要であるが、それが全くなされていない。アメリカは第二次世界大戦以降、「自由と正義」を理由に少なくとも約10年に1度ずつは戦争や武力行使をしている<sup>(13)</sup>。しかし、戦争の真の理由は決して自由と正義ではなく、石油利権等の国益である。北朝鮮の人民がいくら自由と正義を奪われて

も、アメリカは絶対に戦争をしない。北朝鮮を叩いても何の利益もないからである。集団的自衛権を認めたとたんに日本はアメリカの腰巾着、飼い犬として戦闘行為に参加せざるを得なくなる。それは必ず日本の国益を大きく損なう。

今後、国際連合において、どこの国の国益にも左右されない“世界の警察”としての国連軍が編成されたならば、それに対して日本が自衛隊を参加させることはあってもよい。しかし、現在の国連はそのような理想的な場ではなく、第二次世界大戦の戦勝国が拒否権を持ち、各国の利害が激突する闘争の場なのである。国連の平和維持機能を過信することができないことは、イラク戦争の例を見ても明らかである。そこで、改憲派は「アメリカこそ世界の警察だ」と言うかもしれない。しかし、対人地雷禁止条約やフロンガス排出制限条約を平気で無視し、また、叩いて自分の得になるイラクは叩いても、何の得にもならない北朝鮮はいかに人民が圧制に苦しんでいても拱手傍観し、見殺しにするアメリカには到底、その資格はない。自分の得になる時だけ動く警察官では何の役にも立たないであろう。

そもそも戦後の日本がこれだけの急激な経済発展をなし得たのは、アメリカの核の傘の下で、安全保障の問題に煩わされること無く、経済の問題に国力を集中できたからである<sup>(14)</sup>。その意味で、現在の日本はアメリカのおかげなのは事実であるし、日米同盟が日本の外交基軸であることは今後とも変わらないであろう。しかし、GDPが世界第三位とも言われる経済大国となり、また、相応の自衛力を備えた今こそ、唯々諾々とアメリカの言いなりになるのではなく、アメリカに言うべきことははっきりと言う、対等な協力関係を築くべきである。まさにそれでこそ“普通の国”であると言えよう。

確かに、巨大な人員と装備をそなえた自衛隊の存在は憲法に明記するのが妥当であるという主張も一考に値する。しかし、その場合には、①非核三原則や②集団的自衛権の不行使の原則、あるいは③専守防衛の原則や④文民統制（シビリアン・コントロール）の原則、⑤武器禁輸原則等を憲法に明文で規定するとともに、その規模の縮小を図るなど、平和主義の理念をより徹底する形で、自衛隊の存在やその持つ意義を憲法に位置づけるべきである。ただし、この点の憲法改正を性急に行う必要は決してなく、まずは法律に明記することから始めるべきである。

#### 4. おわりに～平和主義のグローバル化・普遍化

本稿の最後に、日本国憲法9条の平和主義がいかにグローバルな内容を持ち、普遍化をしているかについてのいくつかの具体例を概観したい。具体的には、①スペイン領のカナリア諸島・テルデ市の「ヒロシマ・ナガサキ広場」と「憲法9条の碑」、および、②世界でもう1つの平和憲法を持つ国である中米のコスタリカを見ていく。さらに、③20世紀初頭、デンマークのフリッツ・ホルム陸軍大将が作成したとされる「戦争絶滅受合法案」を検討して筆を置くこととしたい。

##### (1) テルデ市の「ヒロシマ・ナガサキ広場」と「憲法9条の碑」

1996（平成8）年、日本国憲法に感銘を受けた当時のテルデ市長をはじめとする市民が、地上で初めて原爆の惨禍のあった地名を冠した「ヒロシマ・ナガサキ広場」や、不戦の誓いを謳った「日本国憲法9条の碑」を造り、平和への決意を示そうと市議会に提案し、全会一致で可決して造った。スペインでは第二次世界大戦前に内戦があり<sup>(15)</sup>、カナリア諸島でも大きな弾圧が起きたという歴史があった。当時のテルデ市長は日本に対して、「恒久平和を願い、非核都市宣言したテルデ市として多大な敬意を表す」と挨拶し、また、当時の市職員も「日本から大きなプレゼントをもらった」とコメントしている<sup>(16)</sup>。

日本はテルデ市民に何か高価な物をあげたわけでもないし、何かを声高にアピールしたわけでもないが、日本国憲法の平和主義の精神が独り歩きをして、テルデ市民のこころをつかみ、感謝と尊敬を生んだのである。これは武器を持たないからこそのことである。武器からは、かかる感情は決して生じない。まさに平和主義の真骨頂である。「日本から大きなプレゼントをもらった」と喜ぶテルデ市民が日本を侵略することは決してないであろう。

## (2) 中米コスタリカの平和主義

日本の北海道と同じくらいの大きさと人口約400万人の国だが、日本につぎ世界で二番目に平和憲法を持ち、軍隊を持たない国である。軍隊をなくし、年間30%だった軍事費の予算をすべて削って、「戦車の数だけ学校をつくろう」「兵士の数だけ教師を作ろう」といって教育費に回し、民主主義を活かし自分で物事を考えさせることを教育の柱にしている。また、「平和を輸出する」という信条があり、今では国連平和大学があり、ニカラグアから来た100万人の難民を受け入れ、子どもの義務教育を無料で受けさせていたという。国民は憲法を誇りにしているし、憲法が生活に根付いているという<sup>(17)</sup>。

「戦車の数だけ学校をつくろう」「兵士の数だけ教師を作ろう」というこれらのスローガンこそ、平和主義の精神の具体化と言えよう。確かに、コスタリカの政治はそれほど上手くいっているわけではなく、多くの不公正・不平等が存在していることは否定しえない事実であろう。しかし、かかる精神に基づく憲法により国を運営し、国民が憲法を誇りにしているということだけでも、特筆すべきことである。かかる国家の方向性には、決して誤りはない。コスタリカの人びとが日本を侵略することもありえないであろう [吉岡2007: 118-202]<sup>(18)</sup>。

## (3) 戦争絶滅受合法案

大正デモクラシーの時代に活躍した評論家である長谷川如是閑<sup>(19)</sup>が、昭和初期に雑誌『我等』（1929 [昭和4]年1月号）において、20世紀初頭、デンマークのフリッツ・ホルム陸軍大将が作成したものとして紹介したのが、この戦争絶滅受合法案である。同法案の内容は以下の通りである。すなわち、「戦争行為の開始後又は宣戦布告の効力を生じたる後、10時間以内に次の処置をとるべきこと。即ち左の各項に該当する者を最下級の兵卒として召集し、出来るだけ早くこれを最前線に送り、敵の砲火の下に実戦に従はしむべし。①国家の元首。但し君主たると大統領たるとを問はず。尤も男子たるこ

と。②国家の元首の男性の親族にして16歳に達せる者。③総理大臣、及び各国务大臣、ならびに次官。  
④国民によって選出されたる立法部の男性の代議士。但し戦争に反対の投票を為したる者は之を除く。  
⑤キリスト教又は他の寺院の僧生、管長、其他の高僧にして公然戦争に反対せざりし者。上記の有資格者は、戦争継続中、兵卒として招集されるべきものにして、本人の年齢、健康状態等を斟酌すべからず。(中略)上記の有資格者の妻、姉妹等は、戦争継続中、看護婦又は使役婦として召集し、最も砲火に接近したる野戦病院に勤務せしむべし。要するに、「戦争が始まったら、まず、元首、大臣、国会議員で戦争に賛成した者、戦争を止めなかった宗教家の順に、一兵卒として最前線に行け！年齢や健康は関係なく、家族も含めて、まず一番危険なところへ自ら行け！」というのが、その内容となっている。

これまでの歴史的事実が示しているように、国家指導者は、「国益や大義の実現のためには、時には戦争もやむなし」と主張することにより、国民を戦争へと導いてきた。しかし、これも歴史的事実が示しているように、戦争することを決定した国家指導者が自ら戦争へ行ったためしは、少なくとも近代戦争では一度もない<sup>(20)</sup>。時には戦争もやむなしなど、したり顔で言えるのも、自分は戦争に行かないからである。戦争に行かされるのは、いつも我われ弱小庶民なのである。それでは順番が逆であろう。「国益や大義の実現のためには、時には戦争もやむなし」と言うのならば、まず率先して最前線の戦地に赴いてもらい、一般国民に模範を示してもらいたい。まず隗より始めよである。その後、我われ庶民が行かせて頂く。その順番でいいのである。9条を改正し、日本を戦争ができる“普通の国”にするというのであれば、それでもよかろう。しかし、それならば、同時にぜひこの戦争絶滅受合法案を国会で審議して可決・成立させることを筆者は切に望む次第である。

以上

## 注

(1) 1950(昭和25)年、北朝鮮軍が韓国に侵攻したことにより、朝鮮戦争が勃発し、日本を占領していたアメリカ軍の8万人が韓国を支援するために朝鮮半島に出兵した。そのため、日本の防衛力の増強が急務となった。そこで、同年、GHQ(連合国軍総司令部)の指示により7万5千人からなる警察予備隊が設立された。これが自衛隊のはじまりである。さらに、1952(昭和27)年、保安庁が新設され、警察予備隊は保安隊となった。また、海上保安庁から独立した海上警備隊が警備隊として保安庁に所属した。そして、1954(昭和29)年、日本はアメリカとの間で日米相互防衛援助協定(MSA協定)を締結し、いっそうの軍事的義務を負うことになったことから、同年、ついに防衛庁設置法および自衛隊法が成立して自衛隊が発足し、今日に至っている。自衛隊法3条は自衛隊の任務として、侵略に対する国の防衛を主たる任務とし、災害派遣や国連PKOへの派遣などの国際平和協力活動を副次的任務としている[浦田2010:54-68]。

(2) 9条に関する判例には、砂川事件（最判1959〔昭和34〕年12月16日）や長沼事件（最判1982〔昭和57年9月9日〕）等があるが、いずれも統治行為論（高度の政治性を有する国家行為は、法的判断が不可能ではないとしても、司法審査の対象とはしないという理論）の考え方を踏まえ、明確な司法判断を示していない。このような裁判所の消極的な態度は、行き過ぎた司法消極主義であるとして、学説上、批判が強い〔小林1997：64-65〕。この点で、2008（平成20）年4月17日の名古屋高等裁判所の判決において、傍論としてではあるが、イラクに派遣された航空自衛隊が多国籍軍兵士をバグダットに輸送していたことにつき、憲法9条に違反する活動を含んでいると指摘されたことは、高く評価されるべきである。

(3) 自衛用の小型核兵器の保有ならば憲法に反しないが、非核三原則により、政策上保有はしないという政府の立場からすると、安倍首相の決断で非核三原則という政策を放棄すれば、憲法改正なしに核兵器保有が可能となる。この点、1976（昭和51）年に三木武夫内閣によって閣議決定された防衛費1%枠の政策（防衛費をGNPの1%以下に抑制する政策）が、1986（昭和61）年に中曽根康弘内閣の決定で撤廃された例もある。やはり、非核三原則は立法化、さらには憲法による明文化がなされるべきである。

(4) 集団的自衛権の不行使も、単なる政府の政策のままにしておくのではなく、「集団的自衛権の不行使の原則」として、非核三原則と同様、立法化、さらには憲法による明文化がなされるべきである。そうすれば、一内閣の決定で変更することは不可能となる。

(5) 自衛隊を合憲とする超法規的な論理も存在する。統治行為論と憲法の変遷論がそれである。この点、前述したように統治行為論とは、高度の政治性を有する国家行為は法的判断が不可能ではないとしても司法審査の対象とはしないという理論だが、自衛隊の合憲性判断が高度の政治性を有する国家行為で統治行為だとすれば、司法審査の対象とはされず、結果的に自衛隊は憲法上、容認されることになる。砂川事件の最高裁判決がかかる立場をとる（1959〔昭和34〕年12月16日）。また、憲法の変遷とは、憲法規範に真正面から反する解釈によって形成された憲法制度が一定の段階に達した時、憲法規範を改正したのと同じ法的効果を生ずるという現象をいう。自衛隊が憲法の変遷によって合憲化したと解すれば、結果的に自衛隊は憲法上、容認される。しかし、憲法の変遷論自体が立憲主義に抵触する可能性が高い点に問題がある。

(6) 上述したもの他に、9条をめぐる典型的な論点として、平和的生存権の肯否がある。いわゆる平和的生存権とは、通常、平和を享受する権利と定義される。自衛隊違憲訴訟において、1960年代から主張され、9条の戦争の放棄の原則との関連で、平和を人権として捉えるという意図に基づくも

のである。平和的生存権を人権と認めることができれば、自衛隊イラク派兵差止訴訟等においても強力な武器となることから主張されるに至った（例えば、2008 [平成 20] 年 4 月 17 日の名古屋高裁判決）[大河原 2011 : 41-50]。平和的生存権が憲法の基本的理念として法規範性を有することについては争いない。問題は、裁判規範性（具体的権利性）を持つかどうかである。この点、否定説が判例・通説である。「平和」とは抽象的概念であり、その到達点および達成手段も多種多様であるから、その権利内容は不明瞭である。よって、具体的な権利とは認め難いとする。これに対して、学説では肯定説も有力であり、①前文 2 項 3 文説、②9 条説、③13 条説等が主張されている。確かに、否定説の主張するところはもっともであるが、平和主義の実効化のためには、裁判規範性を認める方向で議論が進められるべきである [浦田 2008 : 358-361]。また、同様に、平和と人権の接点に位置する問題として、良心的兵役拒否の問題がある。良心的兵役拒否者は、平和の問題を自己の信仰（良心）の問題として受けとめ、国家権力に抵抗した。この問題については、アメリカに豊富な事例が存在しているが、検討は今後の課題としたい [後藤 1994 : 60-66]。

さらに 9 条の解釈をめぐることは、以上の古典的論点にくわえて、つぎのような新しい諸論点が、自衛隊の合憲性を肯定することを前提にして提起されている [芦部 2011 : 63-66]。①自衛隊が国内外の災害救援・難民救助活動に参加できるか。②自衛隊が非軍事の国連平和維持活動（PKO）に参加できるか。③自衛隊が国連平和維持隊（PKF）に参加できるか。④自衛隊が国連憲章 43 条の特別協定に基づく正規の国連軍に参加できるか。⑤以上の活動に、自衛隊以外の別組織を作って参加することはどうか。どの論点についても、学説上、肯定説と否定説とが対立している。これらの論点も、今後の課題としたいと考える [山内 2003 : 317-337]。

(7) 例えば、2008 年現在、アメリカ国内で歯科医療保険を持っていない国民は一億人おり、約三人に一人の割合である。貧困層では数百万人の子どもたちが、未治療の虫歯を持っているという [堤 2010 : 107]。アメリカにおいては、州による貧困家庭一時的扶助（日本の生活保護に相当）による政府給付金の受給者などの福祉受給者を早く就労させようとする一種の就労強制プログラム（TANF 制度）が存在し、また、裁判所は福祉給付の具体的内容に関しては議会の判断を尊重し、消極的な判断をするに止まっている [葛西 2004 : 264]。かかる状況を改善するべく、2010 年 3 月、オバマ大統領が、3000 万人以上存在するとされる無保険者を今後 10 年間で解消することを目指して、アメリカ史上初の国民皆保険制度を導入するための医療保険改革法案に署名し、同法が成立したことは、記憶に新しいところである。

(8) 人間らしく生きるための生存権を失った人びとは、目前の生活に追いつめられた挙句、単に生きのびるための手段として、兵士となり、戦争へ行く。そのとき、平和主義は、踏みにじられ、人びとから忘れ去られていく。第一次世界大戦後のベルサイユ体制下のドイツにおいて、インフレ、失業、貧困等の社会不安に乗じて、巧みに人心を操り、アドルフ・ヒトラーが出現し、世界侵略に突き進ん



だ歴史を決して忘れてはならない。その意味で、憲法 25 条の生存権と憲法 9 条の平和主義は密接不可分の関係にあるのである [二宮 2006 : 18-20]。

(9) ドイツの哲学者イマヌエル・カントは、恒常的な軍隊が絶えず他国を戦争の脅威にさらし、先制攻撃の原因ともなることを理由に、その廃止を主張した。また、人を殺したり、人に殺されるために軍隊に雇用されることは、人間を単なる機械や道具として使用することであり、人間性と矛盾するとしている [カント 1985 : 76-82]。

(10) ベトナム戦争とは、西側・資本主義であるベトナム共和国（南ベトナム）と東側・社会主義であるベトナム民主共和国（北ベトナム）の間の戦争である。1960 年から始まり、1975 年に南ベトナムの首都サイゴンが陥落して終結した。アメリカは南ベトナムを支援するために本格的に軍事介入したが、目的を達成できずに撤退した。アメリカに戦争で勝った国は、歴史的に、このベトナムだけである。軍事力では格段に優位に立ち、核兵器まで所有していたのにアメリカは負けたのである。ベトナムの背後に中国やソ連がいたことが勝利の一因であったことは確かであろう。しかし、最大の要因は、ベトナム人の尊厳と郷土愛、必死の抵抗に負けたのである。一心に守りに徹すれば戦には強い。専守防衛の原則の意義はそこにある。

(11) よって、自衛隊の軍事力の行使は、日本の領土・領海・領空内でのみ許される。これは、分かりやすく言えば、いわば“籠城戦”のみが可能とすることである。

(12) 実際に北朝鮮は日本に向けてテポドン等のミサイルを発射しているし（北朝鮮は人工衛星と主張しているが）、他国が誤って日本に向けてミサイルを発射してしまう可能性もある。その場合には、そのミサイルを撃ち落とさなければならない。よって、9 条の平和主義をたとえいかに強調しようとも、個別的自衛権として、飛んできたミサイルを撃ち落とせるだけの、文字通りの自衛力としての軍事力は必要と考えることは十分に可能である。筆者は、まさにそれが自衛隊の主要な任務であると考えている。

(13) アメリカが第二次世界大戦（太平洋戦争）以降に関わった戦争として有名なところでは、朝鮮戦争（1950 年～）、ベトナム戦争（1960 年～）、湾岸戦争（1991 年）、アフガニスタン戦争（2001 年）、イラク戦争（2003 年）が挙げられる。それら以外にも、カンボジア侵攻（1970 年）、グレナダ侵攻（1983 年）、パナマ侵攻（1989 年）等、武力行使をたびたびおこなっている。

(14) かかる核抑止論が、戦後の日本が軍事的な憂慮なく経済に集中し、経済発展をすることを可能にしたのは事実であろう。しかし、筆者は、核抑止論は実際には幻想であると考えている。たとえ

日本がアメリカの核の傘から離脱しても、決して直ちに他国から武力攻撃を受けることはないし、とりわけ核攻撃を受けることはありえないであろう。中国でさえ、日本に核兵器を使用することはありえないと明言している。核兵器の使用は地球の滅亡を意味することは周知の事実であり、その使用には高いハードルがある。アメリカはベトナム戦争でも核兵器は使用しなかった。日本には、それを躊躇させて思いとどまらせるだけの“国家の品格”があると信ずる [浦田 2012 : 259-261]。

(15) スペインでは、1936年から1939年にかけて内戦が勃発した。反ファシズム陣営の人民戦線政府と、フランシスコ・フランコ将軍が率いるファシズム陣営の反乱軍とが戦った。その際、人民戦線はソ連の支援を受け、反乱軍はドイツやイタリアの支援を受けた。まさに、第二次世界大戦の前哨戦さながらの構図であった。例えば、アーネスト・ヘミングウェイの小説『誰がために鐘は鳴る』やパブロ・ピカソの絵画『ゲルニカ』等、スペイン内乱を題材とした芸術作品も多い。

(16) ボリビアのモラレス大統領も、来日した際、当時の安倍首相に「今、憲法を新しく直そうとしている。その見本は、日本国憲法だ。ぜひ憲法9条を取り入れたい」旨を語っている。

(17) コスタリカ憲法12条は、「恒久制度としての軍隊は廃止する。公共秩序の監視と維持のために必要な警察力は保持する。大陸間協定により又は国防のためにのみ、軍隊を組織することができる。いずれの場合も文民権力に常に従属し、単独又は共同して、審議することも声明又は宣言を出すこともできない」と規定している。また、同法31条は、「コスタリカの領土は、政治的理由で迫害を受けているすべての人の避難所である」と規定している。

(18) 日本、コスタリカについて平和憲法を持った国は、パナマである。この点、パナマ憲法310条(制定時は305条)には、「パナマは軍隊を持たない。非常時には、国土を守るための特殊警察を一時的に組織することは可能である」と規定されている。この憲法は、1994(平成6)年、パナマの国民が自ら国民投票によって決定したものである。現在、国境警備隊が3000人ほどいるが、軍隊は保有していない。パナマは、中米の真ん中に位置しており、南北、東西の貿易中継地点であるがゆえに、パナマ人は中立的立場をととても重視しているという。パナマとコスタリカは地理的に隣接している。

(19) 長谷川如是閑は、大正デモクラシー期に新聞記者として自由主義的・民主主義的論説を展開し、のちに大山郁夫らと雑誌『我等』を刊行して、リベラリストとして活躍した言論人である。例えば、如是閑のつぎのような主張は、時代を超えてリベラルな息吹を感じさせてくれるものである。すなわち、「国家は人民をして、国家自体の偏見に盲目的に服従せしむる策を取るよりも、自由に独立の批判を国家に加えることの出来るような人民を有つことが国家の安全のために必要なことなのである。合理的の批判によって国家組織の進化を促すことは、不合理な理想によって国家組織を硬化せし

めるよりも、国家を強固にし、安全にする途であって、そうすることが遙か愛国的なのである」[長谷川 1989 : 107-125]。

（20）第二次世界大戦におけるヒトラー、ムッソリーニ、東条英機、スターリン、チャーチル、ルーズベルトから、イラク戦争におけるブッシュ、フセインまで、歴代の戦争指導者の誰一人、最前線で戦ったものはいない。戦争指導者は、「俺がいなければお前たちが困るだろ」と信じ込んでいるのかもしれないが、そんなことは全くない。時代がより優秀な新たな指導者を生み出すので大丈夫である。安心して、最前線に赴いて戦い、範を示してもらいたいと考える。

## 引用文献

愛敬浩二 [2006] 「憲法九条をめぐる議論状況」(渡辺治・小沢隆一他編『ポリティーク第11号・改憲問題の新局面』旬報社)

芦部信喜(高橋和之補訂) [2011] 『憲法〔第五版〕』(岩波書店)

有倉遼吉・時岡弘編 [1989] 『条解日本国憲法(改訂版)』(三省堂)

イマヌエル・カント [1985] 『永久平和のために』(宇都宮芳明訳、岩波書店)

浦田一郎 [2008] 「平和的生存権」(杉原泰雄編『新版・体系憲法辞典』青林書院)

— [2010] 「近代戦争遂行能力論の終焉(1954年3~12月)」(『立憲平和主義と憲法理論』法律文化社)

— [2012] 『原発と核抑止の犯罪性』(日本評論社)

大河原良夫 [2011] 「平和のうちに生存する権利」(後藤光男・北原仁編『プライム法学・憲法』敬文堂)

大須賀明 [1988] 『憲法論(改訂版)』(敬文堂)

太田一男 [2008] 「日本国憲法九条をアメリカ憲法に」(深瀬忠一・上田勝美他編『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会)

葛西まゆこ [2004] 「アメリカにおける福祉改革—日本における生存権保障への示唆—」(『法政論叢第41巻第1号』日本法政学会)

君塚正臣 [2011] 「平和主義」(川岸令和・遠藤美奈・君塚正臣他編『憲法〔第3版〕』青林書院)

小林直樹 [1997] 「憲法と私」(杉原泰雄・樋口陽一編『日本国憲法50年と私』岩波書店)

後藤光男 [1994] 『国際化時代の人権』(成文堂)

- 佐藤幸治 [2011] 『日本国憲法論』 (成文堂)
- 渋谷秀樹 [2013] 『憲法 第2版』 (有斐閣)
- 堤未果 [2010] 『ルポ貧困大国アメリカⅡ』 (岩波書店)
- 富崎正人 [2010] 「どうして憲法9条を改正してはならないのか」 (『憲法第9条改正問題と平和主義』  
大阪弁護士会憲法問題特別委員会)
- 二宮厚美 [2006] 『憲法25条+9条の新福祉国家』 (かもがわ出版)
- 長谷川如是閑 [1989] 『長谷川如是閑評論集』 (岩波書店)
- 樋口陽一 [2010] 『憲法(第三版)』 (創文社)
- 松井茂記 [2007] 『日本国憲法〔第三版〕』 (有斐閣)
- 丸山広一 [1993] 「自衛権と憲法第九条」 (いいだもも・星野安三郎他編『憲法読本』 社会評論社)
- 水島朝穂 [2008] 「戦争の放棄」 (杉原泰雄編『新版・体系憲法辞典』 青林書院)
- 山内敏弘 [1992] 『平和憲法の理論』 (日本評論社)
- [2003] 『人権・主権・平和』 (日本評論社)
- [2008] 「平和主義」「日本国憲法と平和主義」 (杉原泰雄編『新版・体系憲法辞典』 青林書院)
- 吉岡逸夫 [2007] 『「平和憲法」を持つ三つの国』 (明石書店)
- 渡辺治 [2010] 『憲法9条と25条・その力と可能性』 (かもがわ出版)